

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	きらきらbaby都島本通園	
運営法人名称	株式会社 Agent（エージェント）	
福祉サービスの種別	小規模保育事業者-A型	
代表者氏名	園長： 梅田 慶	
定員（利用人数）	12 名	
事業所所在地	〒 534-0021 大阪市都島区都島本通1-21-15	
電話番号	06 - 6955 - 9008	
FAX番号	06 - 6955 - 9004	
ホームページアドレス	https://www.kirakira-baby.net	
電子メールアドレス	kirakira_hondoori@outlook.jp	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
職員・従業員数※	正規 3 名	非正規 4 名
専門職員※	保育士7名 調理師1名	
施設・設備の概要※	[居室] なし	
	[設備等] ・保育室、遊戯室、乳児室 2 ・ベランダ（バルコニー） 1 ・調理室 1 ・トイレ 1 ・事務室 1 ・相談室 1	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

<p>・保育理念 安心、安全を実感できる保育園 ひとりひとりの個性を大切に温かく見守り、子どもたちにとって様々な面で安心して過ごすことのできる環境づくりをしていきます。</p> <p>お互いに成長し合える保育園 保護者と保育者が同じ目線で子どもの成長を支え、見守り、喜びや悩みを共有し、共に成長できる保育を目指します。</p> <p>地域に愛される保育園 時代と共に移り変わる様々な保育需要に応え、近隣の各施設等と連携しながら、地域になくてはならない存在となるように努めていきます。</p> <p>・保育方針 子どものやりたい気持ちや気づきを大切に、思いやりを持って一人ひとりを温かく見守る。</p> <p>やりたい気持ちになれる、やりたい気持ちを引き出せる環境づくりをして自ら考え、行動し、創る喜びを育てる。</p>
--

【施設・事業所の特徴的な取組】

<p>小規模保育事業の特長を活かし、一人ひとりの個性や成長にあわせた保育を実施しており、また言葉では表現することが難しい子どもたちの思いを受け止めながら、あたたかく見守り、寄り添っていく保育を実践しています。</p> <p>園の特徴として以下の点があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・子育て経験のある保育者が多数在籍している。・Instagramを活用して、保育活動を発信、周知している。・おむつだけでなく、エプロンや帽子、布団、タオルまで*サブスクリプション的なサービスにより対応し、保護者の負担を減らす取り組みを行っている。（*子どもが園内で使用する物品やおむつ等、保護者の定額負担により園で用意することができるサービス）
--

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人 障がい・介護福祉事業支援協会
大阪府認証番号	270050
評価実施期間	令和6年2月7日～令和6年3月7日
評価決定年月日	令和6年3月7日
評価調査者（役割）	1801C037（運営管理委員） 2201C020（運営管理・専門職委員） 2201C019（専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

・都市部の小規模保育所であるものの、2階建の2フロアを使い、広く、比較的新しい施設でゆったりとした環境での保育が実施されています。加えて、2階に広いベランダがあるため、プランターで野菜を育てたり、夏季に水遊びをするなど、子どもが多種の屋外活動を経験することができています。

・まだ言葉で表現することが難しい年齢の子どもが自分自身の気持ちを安心して表出することができる保育、自分を大切にできる保育を目指しています。自分を大切にすることで、他者も大切に思うことができる非認知能力（頑張る・人を思いやる・自制心等）を、0歳から2歳までの間で育て、人としての基盤作りをしていきたい、という園長の考えのもと、経験豊富な職員による保育が行われています。

・職員の人材育成については、一人ひとりの個性を大切にする一方で、子どもの手本となること、子どもの思いを受け止めることを目指しています。職員から「キャリアデザイン」と「ライフデザイン」を聞き出し、人生を楽しみながら長く働いてもらえる職場環境の整備に努めています。

・地域における課題分析やニーズの把握を行い、地域で選ばれる保育園、地域に愛される保育園を目指し、InstagramなどSNSを使った情報の発信をきめ細やかに行っています。

◆特に評価の高い点

・子どもを尊重する姿勢が明示されている。
理念や方針、目標以外に、「会社が大切にしている保育」として、以下の3つをあげ、会社として職員全員に子どもを尊重することを明確に示しています。

1. 子どもが主体的に活動できる環境を作る
2. やさしい言葉がけや表情で情緒の安定を図る
3. 言葉で表現できない思いを受け止める

・子どもが主体的に活動できる環境を整備している
子どもの自主性を尊重し、主体的に活動できるように、おもちゃの置き方や外遊びの準備等において様々な工夫を行っています。また、主体的に活動するだけではなく、その活動を通じて感じたことを自由に表現できることも重要視し、言葉だけではなく絵で表現するなど、多様な表現方法で自己表出を行うための援助も行われています。

・地域の特性への理解と情報の発信
立地している地域の特性を理解、分析し「地域で愛される保育園」を目指し、保護者世代への情報発信を積極的に行っています。

◆改善を求められる点

・中長期事業計画の立案と周知・単年度計画への落とし込み
中長期の収支計画はありましたが、事業計画が「構想」のまま、作成されていないので、文書化され、単年度計画への落とし込みも行われ、職員・保護者に周知されることが望まれます。

・職員への計画的な教育、研修の実施
外部研修は、計画的・積極的に受講することが推奨されていますが、内部研修について、必要な情報の通達や研修を適宜行うこととなっており、幅広い知識習得のための研修の計画的な実施と研修記録の保存が望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今年度初めて第三者評価を受けました。
毎年度、大阪市が行う指導監査の目線とはまた違う内容で、保育についても細かく評価してもらえたのではないかと感じています。
中長期の事業計画やプライバシーの保護について計画書やマニュアルを作成すること、虐待防止に向けて就業規則等の改訂を速やかに行ってまいりたいと考えています。
これからも、より一層地域の子育ての一端を担う事業者として保護者様とともに、子どもたちに寄り添った保育活動が行えるよう、職員一同取り組んでまいります。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	運営規程に目的・理念・方針が表示されています。また園内にも掲示され、入園時のしおりにも記載されており、職員・保護者への周知もできています。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	適宜必要に応じて情報を収集できています。具体的にはキントーンを日々確認し厚労省からの通知を確認することや、毎年、保育参観後や年度末に保護者にアンケートを実施し情報を収集、分析しています。平均利用者数は月報（大阪市へ提出分）にて把握できています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	現在の経営課題は利用者へのアピールと職員の確保であるととらえています。利用者へのアピールは、2年前より職員の提案でインスタグラムを取り入れ、普段の保育の様子や給食メニュー等を発信しています（月2～3回程度）。その他には（おむつ、エプロン、布団）を園で準備するというサブスクも行っています。職員の確保については、既存の方に長く勤めてもらうという方針のもと、賃金水準の向上などで定着を図っています。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	書面による明確な中期事業計画は文書が作成されていないものの、中期収支計画は作成ができています。今後の都島区の子どもの数やファミリー層が多いという予想からの中期的な事業計画は、法人本部で構想があり、把握ができています。中長期での事業計画を書面化し共有できれば、より良いものと考えます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	単年度の計画は、書面での作成はされていません。中長期計画を落とし込んだ単年度計画の策定が望まれます。	

I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。	
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
(コメント)	書面による事業計画はありませんが、月1回の職員会議にて職員からの意見を吸収し、事業展開の構想への反映を行っています。計画期間中の実施状況はその都度職員より聴取し、話し合いが行われています。事業計画策定時・見直し時に職員の参画があればより良いものと考えます。
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。
(コメント)	事業計画を保護者へ通知はできていませんが、行事計画は入園のしおりや園だよりに詳細が記載されています。事業計画の主な内容が保護者に周知されることが望まれます。

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	保育サービスに関する自己評価を毎年実施しており、職員全員が参加しています。園長が結果をまとめ、各職員と話し合う機会を設けています。結果報告を法人本部に行い、改善点を抽出するというPDCAサイクルができています。自己評価に加え、第三者評価についても今後定期的に受審する予定としています。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	自己評価等の分析・検討はできていますが、文書は作成されていません。職員間での課題の共有はできており、実際その内容をもとに保護者へのコミュニケーションを増やし、成育歴などを細かく把握できるようなサービスの向上につなげるようにしています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	園長の役割については重要事項説明書に記載され、職員や保護者に周知されています。また園長は職員会議で、その役割や責任について表明し理解が図られています。有事の際の園長の代替については、危機管理マニュアルに明示されています。	
Ⅱ - 1 - (1) - ②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	園長は、自治体からの通知の確認により、遵守すべき法令や制度の把握を行っています。園長は、取引先等の利害関係者とは適正な関係を築いています。職員に対しては、就業規則や個人情報保護法、雇用契約の内容を説明し、法令を正しく理解するための取組を進めています。法令遵守研修は未実施ですが、自治体からの通知や不適切事例の情報をもとに話し合いを行うなど、法令遵守のための取組を実施しています。	
Ⅱ - 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		

II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	全職員が自己評価を行っており、保育責任者は自己評価をもとにした保育の質の向上に向けた指導を行っています。加えて、各種委員会にも積極的に参加し、子どもの保育に必要な情報や知識について、職員と話し合い指導力を発揮しています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	保育責任者は、職員の指導、育成にとどまらず、現場に入ることによって積極的に現場の声を拾い上げ、有用な意見を取り入れるように努めています。また、施設の情報を広く開示することにより、地域内で「選ばれる保育園」を目指し、経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮しています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	主体的に働くことができる福祉人材を確保、定着させることを目標とし、人材紹介会社を使用する等、専門性の高い人材の採用に努めています。また、新卒にこだわらず、中途採用を積極的に行っています。 人材の定着のために、賃金の水準を上げ、休日や休暇について職員の希望が叶うように努め、保育責任者が面談やOJTを行い、人材の定着に取り組んでいます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	処遇改善加算区分1, 2, 3を取得しています。処遇改善計画を雇用契約書に記載して職員に周知し、職位職責表を定めて評価基準を明確化しています。就業規則などの人事制度については定期的に見直しが行われています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	職員の就業状況の把握ができており、有給は有給管理表、残業はタイムカードで管理しています。健康診断は全員年1回受診できており、個別の健康相談や悩みの相談に対応する体制ができています。福利厚生として慶弔金、親睦会、退職金、法定外検診、通勤手当等が設定されています。豊富な人員体制により希望休や短時間労働などワークライフバランスにも配慮ができています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	保育責任者は、職員との個別面談で、今までの反省点と今後のやりたいこと、キャリアデザインとライフデザインを聞き出して、個別に目標設定を行っています。また、具体的な事例をもとに職員間で意見交換をしたり、きめ細やかな悩みの聞き出しと適宜のアドバイスを行って、職員一人ひとりの育成に取り組んでいます。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	外部研修に関しては、情報を積極的に公開し、本人に行きたい研修を主体的に選択してもらい、受講後、必ず報告会を行うようにしています。防犯訓練や緊急救助訓練を毎年行うこととなっていますが、必要な研修を適宜行うことになっており、年間研修計画の作成と、幅広い知識の計画的な取得が望めます。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員一人ひとりの資格の把握ができており、OJTは習熟度にあわせて実施しています。時間がなく、一人ひとりの教育、研修の計画的な実施が難しい状況であるものの、研修機関からの通知を開示し、研修受講の促しが行われ、Web研修を活用する等、工夫して研修を受ける取組が行われています。職員全員が計画的に研修を受講できる体制作りが望めます。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生の受け入れはありませんが、園長を中心に受け入れの体制は取られています。

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
(コメント)	事業所のHPで、理念や基本方針、保育の内容や行事報告等について公表しています。年1回、地域の子育てエキスポに参加し、パンフレットを配布して地域に理念方針や保育内容を開示しています。	
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
(コメント)	事業所内では金庫や現金に触れる職員を限定し、職務分掌、役割分担が明確にしています。定期的に税理士と面談し、財務管理や経営管理について、相談や指導、アドバイスを受けられる体制ができています。自治体による監査を受審し、公正かつ適正な運営に取り組んでいます。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域との関わり方についての基本的な考え方は、園だよりにて文書化ができています。Instagramに地域情報を上げて、保護者に提供するだけでなく、家族構成や年齢などを考慮し、図書館や公園などの地域資源の利用を保護者に提案、推奨しています。 事業所の近所に神社があり、子どもが神社に行って餅つき行事を見学する等、地域の人と子どもとの交流の機会を設けています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティア等への受入れに対する基本姿勢は明示されており、体制も不備なく取られています。ただ現在のところ受入れはできていません。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	社会資源としての区役所や相談センターなどの一覧表があり、職員間で共有化されています。関係機関との連携を行うため、園長は地域団体施設長会議に年2回出席しています。また、子どもの権利擁護のため、児童相談所や子供支援室との連携も行える体制も整えています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域団体施設長会議への出席のほかに、卒園児との交流などから地域の情報を取得しています。地域の特性として、子育て熱心な家庭が多い等の情報を得ており、対応するニーズの把握にも努めています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	保育の一環として公園に遊びに行くための下見において、公園美化に努めています。今年度から都島ドットコム（コミュニティ）でハロウィンイベントに参加し、地域住民による園の見学を実施しました。また、地域の避難訓練にも参加した実績があり、地域における公益的な活動の実施に努めています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもの最大の利益を目指す保育を方針として掲げ、「会社が大切にしている保育」「保育士の心得」を全職員に配布し、人権研修を行って、「子どもを尊重した保育」の実施について、職員が理解するための取り組みを実施しています。保護者に対しても、年1回保護者会を開催（コロナで一時中断中）し、子どもを尊重した保育への共通理解を持ってもらえるように努めています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	子どもや保護者が、他人に見られたくない姿を見られないようにする、等の配慮が行われています。設備面でも、排泄時に他の子どもからは見られないようにトイレに目隠しをする工夫が施されています。マニュアルの作成や研修の実施により、プライバシー保護に配慮することの職員への周知があればより良いものと考えます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	地域のイベント時に、事業所紹介のリーフレットを置いてもらっています。リーフレットは、適宜見直し、カラーイラストや写真を使い、見やすくわかりやすいものとなっています。見学者の対応は個別で丁寧に行っています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園児の保護者には、保育の内容等を重要事項説明書により説明が行われ、確認のサインをもらっています。さらに、入園のしおりが用意され、イラストや写真を使用して保護者に園の理念や方針、実施する保育の内容等がわかりやすく記載されています。保育の開始や変更時も、保護者に十分な説明が行われています。配慮すべき保護者に対しては、関係機関と連携して必要な説明を行なっています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所の変更については、特別な対応が必要な子供について、関係機関と相談のうえ、プライバシーに配慮したついで引継ぎが行われた実績があります。卒園時、子どもや保護者に対して今後も園に相談できることをお伝えし、相談を受けることもあります。保育の継続性に配慮した対応の文書化、明確化が望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	年1回の保護者アンケート、保護者懇談会、保護者会への職員参加を行い、職員（保育士）による子どもの満足度調査を実施し、利用者満足の把握に努めています。職員会議でアンケートの振り返りや課題分析を行い、利用者満足の向上を図っています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a

(コメント)	苦情は本社で対応することとなっており、重要事項説明書に苦情窓口と苦情解決の仕組みについて記載し、職員と保護者に周知しています。また、園内にご意見箱が設置され、苦情や意見を園で直接承ることも可能となっています。苦情の対応マニュアルや苦情受付票も整備され、年1回マニュアルの見直しも行われています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	意見箱を設置したり、相談室を2か所用意するなど、保護者から相談や意見を承る環境を整備しています。送迎時には積極的に保護者とコミュニケーションをとるようにし、相談や意見を保護者が述べやすい関係性を築いています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	送迎の時間に保護者とコミュニケーションとるように努めています。連絡帳のやりとりの中で、保護者から相談があればその日のうちに対応することを心がけています。マニュアルによって手順が明確に定められ、保護者の気持ちに寄り添った対応が図られています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	事故に係る担当者を設置しており、危機管理マニュアルを整備しています。さらに、保育の場面ごとに作成しているマニュアル中にも事故対応について定めています。職員会議において安全確保や事故対応の研修を実施し、職員への周知が図られ、事故防止チェックシートによる点検も毎月実施されています。事故に至る前のヒヤリハット報告書を作成し、改善策について検討が行われています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	保健衛生担当者を設置しており、衛生マニュアルを整備しています。職員会議や研修により職員に感染症予防や発生時の対応について、知識の周知が図られています。入園のしおりに感染症対応について記載されており、保護者への周知も行われています。コロナ感染症発生以降、感染症対応については変更が多いので、自治体等からの通知を把握し、マニュアルや規則の見直しはその都度行っています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害マニュアルを定め、ハザードマップを確認しています。災害時のBCP（業務継続計画）も策定されています。災害時対応の備蓄品リストを作成し、3日分の備蓄を用意しています。備蓄品の管理者は、数量管理と賞味期限管理とで分けて分担し、欠品をなくす取組が実施されています。水防法避難計画、消防計画を作成し、法令で定められた避難訓練を定期的実施しています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育の標準的な実施方法がマニュアルにより定められています。マニュアルどおりに保育されているか、実施報告に反省点を記載し、職員どうして振り返り、検討しています。個人の指導計画に個々の子どもに対する配慮が記載され、職員への周知ができています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	標準的な実施方法について、定期的に職員が話し合いを実施し、マニュアルの見直しを行っています。アンケートや意見箱の設置により、職員や保護者からの意見をマニュアルに反映しています。また、指導計画の内容も必要に応じて反映しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画責任者は保育責任者であり、ヒアリングをもとに、アセスメントで生活面での課題や健康状態などを記載し、職員に周知しています。指導計画はアセスメントをもとに作成されています。年間指導計画は職員全員が集まって検討し、作成しています。月間計画は個別で担当者が作成し、職員全員に周知されています。アセスメントから計画の作成を適切に実施し、支援困難児については、別途ケース会議を行っています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画は定期的に評価し見直しを行っています。作成した場合は、職員間で検討、共有が行われており、実施後、評価を行って、評価をもとに指導計画の内容見直しを組織的に実施しています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	保育の実施状況は日誌や連絡帳に記載され、職員間で共有されています。指導計画に基づく保育が実施されているか、記録により確認が行われ、職員会議により職員への周知が図られています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	職員の秘密保持が徹底されています。個人情報保護の責任者、個人情報保護に関する文言が定められていますが、研修は未実施です。研修等による職員への周知徹底が望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	保育所保育指針に基づき全体的な計画が作成されています。保育所の理念や方針が明文化され、地域実態に応じた計画となっています。全体的な計画は、園長の責任のもと保育士全体の参画により作成され、PDCAサイクルによる見直しも毎年行われています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	室温、音、換気など環境の整備と寝具などの衛生管理を実施しています。家具や遊具の素材・配置において、子どもが安全に心地よく過ごすことができる配慮をしています。遊戯室はサークルを設置して状況に応じて分けし、安全に遊べるように工夫しています。食事の場所と午睡の場所を分け、子どもが快適な睡眠と食事ができる環境を整えています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	「会社が大切にしている保育」を定め、職員全員に配布しています。そこに「言葉で表現できない思いを受け止める」とあるように、子どもの欲求を受け止め、気持ちに寄り添った保育の実践が図られています。「やさしい言葉がけや表情で子どもの情緒の安定を図る」ともあり、子どもの状態に応じて配慮を行い、子どもが安心し、穏やかに過ごせる環境づくりに努めています。指導計画は、子どもの個人差を十分に把握して作成され、職員間で共通理解を深めています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	生活習慣の習得にあたっては、適切な時期の援助を実施し、強制することなく子どもの主体性を尊重しています。活動と休息のバランスをとり、年齢に応じて基本的な生活習慣を身に付けられる保育への取組が行われています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	主体的、自主的に遊べるように、子どもが自分でおもちゃを選びやすい環境を整えています。戸外で遊ぶ機会を設け、ワクワクするような導入（保育活動への興味関心を持ってもらえるような働きかけを行うこと）を行っています。具体的には、公園に行く前に、公園で遊ぶための道具を作成してみる、という導入を行うことにより、子どもの自発性を高め、興味を引くようにしています。園内に広いベランダが整備されており、プランターで野菜を育てたり、水遊びをするなど、安全に、様々な体験ができる保育活動が行われています。また、地域の大人等と関わりを持つことができる子どもには社会体験が得られる機会を設けています。さまざまな経験をして、感じたことや考えたことを自由に表現できるように、言葉だけではなく、絵で表現するなど、いろいろな表現方法を試みています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

(コメント)	環境への工夫として、つかまり立ち以前と以後で区別し、照明やBGMを変えたり、安全配慮した環境整備を実施しています。乳児保育においては、担当職員（保育士）との愛着関係を築ける取り組みが行われています。また、子どもが興味や関心をもつことができる生活と遊びへの配慮が行われています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	1・2歳児には主体的、自発的に様々な遊びや活動をしようとするように援助しています。保育士は、子どもの自我の育ちを受け止め、友達とのかかわり方を丁寧に伝えています。保育士以外の大人との関わりを経験できるように、他の施設との連携に努めています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	0～2歳児保育のため非該当	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がいを確定しかねる年齢といえますが、子どもの状況と成長に合わせた計画を作成しています。医療機関等との連携を図り、職員への研修を行い、障がいのある子どもへの理解を深める取組を行っています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもの在園時間に応じて適切な配慮を行っています。具体的には、夕方以降の時間帯について、情緒が乱れる子どもには職員と1対1になる時間を作り、家庭的でゆったりとした環境を整備しています。食事やおやつは、子どもの状況や生活のリズムに応じて、無理強いににならないように提供しています。保護者の心身の状況にも配慮しながら連携を図っています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	0～2歳児保育のため非該当	

A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	保健衛生マニュアルがあり、子どもの健康管理については、年間保健計画が定められています。検診や身体測定のスケジュールが、年間計画により明確になっており、職員への周知も行われています。保護者から既往歴や家庭での様子の聞き取りも行われ、子どもの健康管理への取組が行われています。乳幼児突然死症候群に関しては職員に知識を周知するとともに、保護者に対しても必要な情報の提供に努めています。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断と歯科検診は、年間保健計画によりスケジュールが定められ、結果の記録は職員に周知し、個別に計画へ反映されています。また、家庭での生活に生かせるように、保護者へも検診結果を伝えています。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	職員は、アレルギー疾患のある子どもに対する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容を理解し、対応しています。アレルギー対応に関するマニュアルを作成し、該当する子どもへの対応や知識、情報を職員に周知しています。 アレルギー疾患や慢性疾患について、医師の指示による適切な対応をとるため、医師とは個別に必要な契約を締結しています。該当する子どもの食事の内容が他の子どもと違う場合、職員の目が行き届く場所での食事提供を行うなどの配慮をするとともに、他の子どもや保護者への理解を図るため、アレルギー疾患、慢性疾患への対応について「園のしおり」に記載しています。
A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食育計画が作成され、子どもが楽しく食事ができる工夫が実施されています。子どもの発達に応じた食事用の椅子・テーブルを設置し、落ち着いて食事ができる環境を整えています。食事の時間には、職員（保育士）がそばにいて、適切な援助を行っています。また、園内に大きなベランダがあるため、そこでピクニックを行ったり、さつまいもをベランダで育てて食べたりする行事を実施したり、子どもが食べたいものが言える雰囲気を作って、子どもの食についての関心を深めるように努めています。インスタグラムで「食育だより」を発信し、子どもの食生活について、家庭と連携し、保護者からの相談にも応じています。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。	a
(コメント)	食育計画に基づき、一人ひとりの子どもに応じた献立、調理の工夫を行っています。連絡帳に残食の記録簿を作成し、調理担当者の献立の作成等に役立てています。調理の担当者は、季節感を大事にした献立、子どもの個々のニーズに対応した献立になるように努め、衛生管理マニュアルを整備して、子どもがおいしく、安心して食べられる食事の提供に努めています。

評価結果	
A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	保護者とは連絡帳をやり取りして日常的な情報交換を行い、連携を図っています。個人面談を定期的に行い、保育参観を開催して、保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得られる機会を設けています。家庭での状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保護者が安心して子育てができるように、日々のコミュニケーションにより、信頼関係を築けるように努めています。保護者には保育の内容についても理解を得るように、来園して子どもと一緒に食事をとってもらおう等の取組を実施しています。保護者への相談対応も行い、相談を受けた職員が適切に対応できる体制も構築されています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待の早期発見、早期対応 虐待の予防的な取り組みに努めています。職員には、虐待早期発見リーフレットを読み上げ、研修を実施して、子どもの権利侵害に対する理解を促し、周知しています。子どもの権利侵害があった場合、早急に児童相談所に報告するなど、連携を図る体制ができています。

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a
(コメント)	職員（保育士）は、保育の実施記録を作成し、相互に話し合い、子どもの心の育ちや意欲について配慮した振り返りと自己評価を行っています。自己評価を定期的実施し、職員（保育士）の意識の向上を図っています。自己評価を保育士が主体的に行い、職員（保育士）の自己評価が保育所全体の保育の改善や専門性の向上へ繋がり、保育所全体の評価となるように努めています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取組んでいる。		b
(コメント)	就業規則等の規程に体罰等の禁止に関する記載がないため、記載するように手配しています。体罰や暴言なく適切な保育を行うための援助技術の研修を実施しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	2人
調査方法	面談によるヒアリング

利用者への聞き取り等の結果（概要）

◎良い点

- ・食育に力を入れており、給食メニューが充実している。
- ・小規模でアットホームな事業所。一人ひとりに寄り添ってくれている。
- ・園で子どもが使うおむつなどを定額制で園が用意してくれていたり（サブスクリプション）保護者への情報確認にタブレットを使用する等、新しいことを取り入れている。
- ・園に広いベランダがあり、安全に楽しく外遊びができています。

◎改善が望まれる点

- ・日常的な情報交換はできているが、個別での相談の機会が少ない。

◎総評

一人ひとりの子どもをよく見ていて、しっかり対応してくれている、感謝している、という高評価でした。

個別での相談機会は少ないものの、相談すると一緒に考えて、解決策の提案をしてくれるなど、保護者対応を丁寧に行っていることが伺えました。

小規模保育で0～2歳児を対象としているため、実施が難しいですが、運動会や発表会を望む声もありました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等